

企業の移動と地域社会・地方行財政

——大正期における金町製瓦の事例から——

中西 啓 太

はじめに

本稿は、明治二一（一八八八）年に創業した煉瓦製造業者である金町製瓦株式会社の工場移転と合併を事例として、明治中後期から大正中中期にかけての企業とその立地する地域社会・地方行財政との関係を考察するものである。

企業と地域との関係という研究題材については、特に明治中頃のいわゆる産業革命期を中心に、経済発展・工業化が大都市部に限らず全国の広範な地域で見られたことに注目し、「地方」の経済的意義を捉えた一連の研究が存在する。

たとえば谷本雅之氏は、地域社会に根付いた経済活動・起業・投資などを分析し、リスクをいとわず地域の産業に投資した地方名望家層の存在を捉え、企業勃興を支えた重要性を指摘し、「動機としての地域社会」という研究視角を提起した^①。中村尚史氏は、都市部における経済活動に比して、非匿名的な「地方」においては「顔のみえる関係」が資金調達や情報の取得などにあたって有効に機能したことを指摘し、地域工業化の意義と、その要因を提示した^②。日露戦争以降には都市経済の発展がより顕著となるものの、決して地方経済の側が衰退したわけではない^③。さらに、巨大な経済主体が存在したことが地域社会へ与えた影響を分析した様々な事例研究が展開されてお

り、地域社会の変容や都市化の進展が捉えられている。⁽⁴⁾ その顕著な例としては企業城下町の事例や、近世の商家の系譜を継ぐ地方資産家の研究⁽⁶⁾があげられる。

以上のような研究においては、企業などの経済主体にとっての地域社会との関係を維持することの経済的意義や、巨大な経済主体が所在したことの地域社会に対する影響が捉えられてきたと整理することができる。しかしその一方で、企業・工場などの移転や合併、つまり、経済主体と地域社会との関係の切断や、新たな関係の構築も、ごく一般的にみられる現象であっただろう。本稿では、それまで築いてきた「地方」との関係が切れ、新たな「地方」との関係を結び直す事例を取り上げること、企業と地域社会とが相互に有した意義を析出したい。こうした事例を取り上げること、先行研究に対して論点を広げていくことにつながると考える。

なお、企業と地域との関係は様々な局面を想定しうるが、本稿で特に注目するのは村財政などに対する企業の納税や寄付という局面である。土を原材料とする煉瓦製造業の特質上、周辺に関連産業を勃興させるという力はあまり強くない⁽⁷⁾。しかし、機械・動力を導入して大勢の賃労働者を使用する近代工場を有し、農村地域での一経済主体としてはかなり大きな存在であるため、先行研究の事例のように納税・寄付を通じた地域社会への貢献という点は想定できる。創業以来三〇年近く工場が置かれた東京府南葛飾郡金町村（現在の葛飾区）⁽⁸⁾ にとっての金町製瓦の意義や、地域・企業双方にとつての転出の影響を検討する。

一方で、大正五（一九一六）年に金町製瓦が移転した埼玉県南埼玉郡潮止村（現在の八潮市）はいわゆる「模範村」であった。詳しくは後述するが、日露戦後に内務省によって展開された地方改良運動において、モデルとなる取り組みを行っている村を表彰したもので、村としての運営方針がやや特殊であった可能性⁽⁸⁾がある。こうした地域ごとの特質により、税などを介した企業と地域との関係も多様になるのではないだろうか。また、金町製瓦は大正七年一月三十一日をもって関東地方の最大手である日本煉瓦製造株式会社に吸収合併され、以後はその一工場として操業を続ける⁽⁹⁾。企業合併という経済活動の帰結のひとつが、地域社会・地方財政にはいかなる影響を及ぼすかも合わせて

検討したい。関係する地域については図1にまとめた。

以下、まず一では本稿の事例となる金町製瓦株式会社の来歴や経営状況について概観する。そのうえで、二では転出元である金町村との関係を、三では大正五年に移転した先である潮止村との関係を、日本煉瓦製造との合併の影響を含めて分析する。

一、金町製瓦の沿革と経営状況

金町製瓦株式会社は、本社事務所を東京市京橋区松屋町（現在の中央区）に、煉瓦製造工場を金町村に設置し、明治二十一年に創業した。三三年には金町工場に本社を置き、京橋区には出張所を置くという定款改正を行っており、この意図は詳らかにし得ないものの金町製瓦にとっての金町村の重要性・拠点性がうかがえる¹⁰。

まず、金町製瓦の来歴とともに主な工場設備について概観する。社史などによると、栃木県出身で製綿機の発明・改良者である野沢泰次郎がホフマン窯の図面を入手し、自らが経営する綿打工場のある東京府南葛飾郡金町村に設立したという¹¹。ホフマン窯はホフマン式輪窯・輪環窯とも呼ばれ、登り窯と同じように一度点火すると順次火が隣の房へ移っていく機構だが、房を円形ないし楕円形に配置して最後の房を最初の房に連結することで、火



図1

「今昔マップ on the web」より作成。

表1 明治21年細谷伊助より買受一覧

工場敷地・付属地	5町6反4畝15歩
工場・事務所その他	19棟
煉瓦窯	5基
瓦窯	2基
煉瓦石・瓦製造機械	一式
焼上げ煉瓦石 焼上げ瓦 掘取原土 松薪	有高
京橋区松屋町1-5 煉瓦石造家屋	1棟
創立後の順次買入	
田畑宅地	計2町6反4畝4歩
小廻り船	2艘

出典：金町製瓦株式会社明治21年営業報告書

を絶やさずに煉瓦焼成を続けることが可能で、大量生産に対応した設備であった。また、この焼成の熱を煉瓦素地の乾燥に利用することも一般的であった。¹³⁾ 一九世紀半ばドイツで開発されたホフマン窯は、明治初年の銀座煉瓦街の建設にあたってイギリス人ウオートルスが東京府南葛飾郡の小菅に建造したものが日本で最初とされ、この小菅の煉瓦窯を一八年にドイツ人ワグネルが楕円形に改良し、以後これが各地に広まっていく。¹³⁾ 金町製瓦は二一年に警視庁から新築許可を受け、ホフマン窯を一基建造して操業を開始した。¹⁴⁾

ただし、金町製瓦は全くゼロからこの地で煉瓦製造を始めたとはい切れず、創業時に金町村の細谷伊助から敷地・建物や窯などの設備を買い受けている(表1)。明治五年の調査で金町村の物産に「瓦二十五万枚」「煉瓦百三十万枚」¹⁵⁾ があげられており、その生産者の一人には同村の細谷芳松なる人物がいる。これ以上は詳らかにできないが、伊助はその相続人で、金町製瓦設立にあたって設備を売却したと考えられる。一定程度在来産業を引き継ぎつつ、西洋技術を取り入れて操業が始まったのである。ただし、金町製瓦は早期に瓦の生産は取り止めており、貸借対照表から金町製瓦の資産を参照すると、瓦の在庫高が増加することはなく三〇年にはゼロとなっている。¹⁶⁾ 表1にある瓦窯は、明確ではないが、その後煉瓦焼成に転用した可能性もあるだろう。

また、原料となる粘土質の土に川砂などを混ぜた後、煉瓦を成形して素地を作る際には、金町製瓦は型抜きによって人力で製造するのではなく、ドイツから購入した煉瓦製造機械を当初から用いていた。これは、ピアノ線切断によって煉瓦の連続成形を行うもので、日本には二〇年代初頭に導入され、埼玉県の日本煉瓦製造株式会社や栃木県の

下野煉化製造株式会社などでも創業当初から採用されている。金町製瓦では、動力となる蒸気機関とともに二一年一二月に農商務省技手から据え付けの指導を受けている。¹⁸さらに、煉瓦窯や乾燥室の増築・新築や、煉瓦製造蒸気機関（四〇馬力）の据え付けなど、設備を整えていった。¹⁹ Hoffman 窯とともに、大量生産を可能とする設備は創業当初から充実していたと言える。

続いて、金町製瓦の経営状況を表2から概観する。まず、売り上げや純益の推移から、三〇年代前半に売り上げが安定するようになって経営が軌道に乗ったと考えられ、四〇年代に入るところにピークを迎えたことがわかる。特に、売上の水準は三三年下半年・三九年下半年ごろからそれぞれ上昇しており、この売上増の中で三六年上半年・四〇年下半年に増資を行っている。特に、三三年下半年は「本季節ハ著シキ大工事ノ各所ニ起リタリト云フニハアラサレトモ一般ニ使用ノ度ヲ進メタルニヤ供給上毎々欠乏ヲ告クルノ傾キアリ……其上等品ト下等品トニ論ナク更ニ停滞セスシテ終始繁忙ヲ極メタリ」と金町製瓦は認識している。²⁰二〇世紀に入るところ、煉瓦利用が一般的に広まりつつあり、その需要に下支えされた売上の上昇であったことが示唆される。一方、明治四〇年代初めに売り上げのピークを迎えて以降は、売り上げがやや鈍化するとともに純益の水準が低下しており、表2からはこの時期在庫が累積していることもわかる。

金町製瓦は同地で三〇年近くにわたり煉瓦製造を続けたが、江戸川改修工事の実施により、大正五年八月には金町製瓦は埼玉県南埼玉郡潮止村へと工場を移転することとなる。²¹東京府は毎年度多額の河川堤防費を支出していたが、根本的な河川の整備をする余裕が無く、頻発する水害に対して修繕を行うにとどまっていた。東京府会は明治中期から国庫による対応を求めていたが、ようやく明治末になって国庫補助を受けつつ荒川や多摩川などの改修工事がはじまった。江戸川改修工事はその一つで、明治四四〜大正一二年の継続事業として工事費約三五〇〇万円は国庫と関係府県が一・二で支出した。最終的には、二年間の延長を経て工事は完成する。²²江戸川沿岸に立地していた金町製瓦の工場と敷地は河川敷として買収されることとなり、²³大正二年以降、土地収用のために土木出張所の立ち入り調査

が始まっている⁽²⁴⁾。三年下半期に減資を行い、四年下半期に元の額へ増資されているが、これは移転に備えて債務整理などが行われたためだろうか。

このように金町製瓦は、明治三、四〇年代に順調に経営を発展させ、大正期に入るころにも収益面ではやや苦戦が見られたが活発な活動をしていた。しかし、江戸川改修工事という経済外の要因により工場移転を行うこととなり、三〇年近くの工場経営を通じて形成された所在地域との関係は切断されてしまう。しかし、先行研究では、ある地域に経済拠点が維持されたことによる地域側の変容や企業側が享受したメリットに注目が集められてきたのに対し、こうした経済拠点の移動もまた、一般的に発生した事象であると考えられる。工場の移転は、企業と移転元・移転先の地域とに、それぞれどのような影響をもたらしたのだろうか。

二、金町村との関係

金町村は東京府南葛飾郡の東北部に位置する。明治二二年に戦前の基本的な地方制度である町村制が施行されるが、これに伴う全国的な町村合併で金町村と柴又村が合併して成立した⁽²⁵⁾。東は江戸川が府県境となつて千葉県東葛飾郡松戸町・市川町に隣接し、北は南葛飾郡水元村を挟み、埼玉県北葛飾郡戸ヶ崎村・八木郷村（ともに現在の三郷市）、古利根川（中川）を越えた南埼玉郡潮止村に至る。

東京府南葛飾郡には、亀戸町など明治期から一定の工業化が進んだ地域も存在する。しかし、金町村は農用地の割合が高く、基本的には農村地帯と位置付けられる⁽²⁶⁾。四四年末の統計によると、原動機を使用しているか、原動機を導入せず職工一〇人以上を雇用する工場は、金町村には金町製瓦しか所在していない⁽²⁷⁾。このことから、単独の税源として金町製瓦の重要性は高いのではないかと想定できる。それでは実際に、金町村財政にとって金町製瓦はどれほどの存在感を有したのだろうか。

表3 明治43(1910)年度金町村歳出決算 (単位:円)

歳出	役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	警備費	基本財産 造成費	諸税及 負担	その他	計
金町村	1,285	29	315	2,224	29	1,933	335	190	43	6,383
郡平均	1,948	27	1,216	3,562	68	305	183	255	542	8,106

出典:『東京府南葛飾郡第一回郡勢一斑』より作成。

表4 明治43(1910)年度金町村歳入決算 (単位:円)

歳入	地租 付加税	戸数割 付加税	家屋税 付加税	所得税 付加税	国営業税 付加税	府営業税 付加税	反別割	財産収入	補助金	公債	雑収入	繰越金	寄付金	その他	計
金町村	1,209	1,717	0	255	319	950	0	73	544	0	463	823	1,190	266	7,809
郡平均	1,116	1,338	1,684	335	627	881	126	139	578	167	714	983	374	1,386	10,447

出典:『東京府南葛飾郡第一回郡勢一斑』より作成。

残念ながら現存する金町村の決算史料は四三年度のみだが、ほかの史料を活用しつつ財政状況や金町製瓦の位置づけを検討する。金町村の四三年度の歳入出を、南葛飾郡に属する町村全体の平均とともに表3・4にまとめた。

まず歳出面は、金町村は郡全体の平均よりも財政規模は小さいと評価できる。それぞれの費目のうち警備費が異常に高い理由は詳らかにし得ないが、土木や教育などの支出はかなり低水準で、村として積極的な事業展開はできていない状況だと考えることができるだろう。

歳入面の検討に先立って、戦前の町村税について簡単に述べる。戦前の町村税は、付加税を中心として制度設計されていた。付加税とは、国税・府県税の金額を基準として計算した金額を、町村税として別途徴収するものである。計算の基準となる国税・府県税を付加税に対して本税と呼ぶ。ただし、付加税の税率には法定の上限があった。また、税額の計算は容易である一方、独自の税制をとる余地がほとんどなく、自由度の低さ・財源の乏しさが問題点として指摘されている²⁸⁾。表4を見ると、主に都市部で課される府税である家屋税の付加税は徴収していないこと、戸数割や地租の付加税の割合が高いことなど、先述の評価のように、たしかに都市部ではなく農村部に分類される財政構造である。

さて、金町製瓦のような企業からの徴収が予想される所得税・国営営業税など商工業関連の国税付加税には、さらに制度的な問題があった。国税は工場や本支店などの営業拠点を複数設けていても企業が納税を一ヶ所で行って

いる場合があり、納税地以外の市町村では、営業拠点があるにもかかわらず付加税の算出・徴収が行えない状況に陥ることがあった。この制度的不備に修正が加えられるのは四四年の勅令第二四一号を待たなければならず、またその後も営業拠点が所在する関係市町村の間で税を分割する協定を成立させる必要があり、付加税徴収の開始が遅れる場合があった。⁽²⁰⁾この点は日本煉瓦製造への吸収合併後にも大きな論点となるため、後にも検討するが、金町村に所在していた時期はどのような状況だっただろうか。

金町製瓦はもともと東京市京橋区に本店を置き、先述のように三三年にこれを出張所として本店機能を金町村に移していた。仮に所得税などを東京市の出張所において納税していた場合、金町村には工場があるにもかかわらず思うように国税付加税を賦課できていない可能性がある。しかし、明治四三年度時点での納税状況は史料を欠くが、大正四年度時点では国税所得税五五七二円一六銭に対し、東京府・金町村からそれぞれ八%・一五%の税率で四四五円七七銭・八三五円八二銭の課税を受けている旨を記した史料が残っている。⁽²⁰⁾これを前掲表4の時期とつなげてしまうことには、明治四四年勅令第二四一号による関係市町村間の税分割規定が設けられる前後という点でやや問題はあるが、大正四年度時点で金町村と東京市が税を分割している様子は無く、金町製瓦が納税した国税はすべて金町村の付加税の計算対象となっており、東京市京橋区の出張所では税が発生していないと位置づけていると考えられる。

では、金町製瓦からの市町村税は東京市へ分割されず、すべて金町村が徴収できていたと考えると、前掲表4の税収額に立ち戻ると、税率に比較的制約が少ない府税営業税などの付加税は高めであるのに対し、国税営業税や所得税の付加税はやや低額である。前掲表4では金町村が徴収した総額しか分らないが、金町製瓦は税源としてそれほど大きな存在ではなかったのだろうか。しかし、表4の翌年にあたる明治四四年末の統計によると、金町村には法人選挙権を有する者が一社存在した。⁽²¹⁾先述のように同村では他に該当する工場が存在しないため、これは金町製瓦であると考えられる。法人選挙権は町村制第一二条に次のように規定されている。⁽²²⁾

町村公民（第七条）⁽²³⁾ハ総テ選挙権ヲ有ス：（中略）

凡内国人ニシテ公権ヲ有シ直接町村税ヲ納ムル者其額町村公民ノ最多ク納税スル者三名中ノ一名ヨリモ多キトキハ第七条ノ要件ニ当ラスト雖モ選挙権ヲ有ス：（中略）

法律ニ從テ設立シタル会社其他法人ニシテ前項ノ場合ニ当ルトキモ亦同シ

この規定を踏まえれば、法人選挙権を有するということは、村税納税額が村内上位三位以内ということを示す。決算値を確認できた年度と法人選挙権を有する者が確認できた年度とにズレがあり、厳密な検討にはなっていないが、金町村にとって金町製瓦からの納税は、財政構造が変容したり、規模が拡大したりするほどではないものの、一納税者としては相当のウェイトを占めていたと推定できるのである。

一方、前掲表4によると、金町村の寄付金収入は郡平均と比較してかなり高額であった。これは、徴税に税率などの面で制度的制約がある中で、寄付が求められたということだろうか。史料上明らかな金町製瓦の寄付金を表5にまとめられている。

たとえば、表5番号2の金町村尋常・高等小学校増築に対する寄付は、明治四〇年小学校令改正による義務教育年限の四年から六年への延長に備えた校舎の増築に対するものだと考えられる。町村債や基本財産の取り崩しなど様々な方法で対応した事例があり、また、町村財政をひっ迫させる一因であった³⁴。そうした事業に際して、ほかの者の寄付額は最高でも六五円であるのに対し、金町製瓦は単独で三〇〇円を納めている。極端に大きな経済主体である金町製瓦に多くを頼ることで、金町村は小学校増築事業を実現したと言えるだろう。

また、表5番号4に登場する葛西神社については、ほかにも金町製瓦に宛てた史料が残る。

一、金六百八十円也 製瓦会社ニ対スル課額

右八大正三年度ニ於テ会社ガ納税シタル国税府税合計二千八百三十三円ニ対スル一般ト同率ナル税額金一元二付

二十四銭ヲ課シタル額ナリ

右ノ通りニ候也³⁵

表5 金町製瓦寄付事例まとめ

年	金額 (円)	寄付先	目的	備考	
1	M39	100	東京府（郡部経済）	金町停車場道路修繕費	明治40年12月に木杯一組の賞与を受ける。
2	M39	300	金町村	金町村尋常・高等小学校増築	他に個人・寺社など合計469名の寄付者。寄付額の最高額は65円が2名、最低額は10銭。
3	M45	2000	上下ノ割加用水普通水利組合	築越閘門改築費	
4	T5	50	葛西神社	神楽殿建設資金	建設費総額1500円のうち150円は「金町製瓦会社ヨリ寄付ヲ請フ事」とし、残りは「氏子中寄付負担額」とする史料が残っているが、「右申込ニ対シ当社ハ金五十円ヲ寄付スル旨回答セリ」とある。

出典：東京郡公文書館所蔵行政文書627.B4.02、628.D5.01、628.D4.19、301.B2.11および埼玉県立文書館所蔵「大正五年壹月起大正六年十月迄往復文書綴」埼玉県立文書館所蔵『日本煉瓦製造株式会社文書』681より作成。

これがどのような名目で賦課された金額なのか詳細は不明だが、金町製瓦は地域社会の一員として恒常的に村社などに対し支払いを行っていたと考えられる。

さらに、土地使用の対価として寄付を行ったと考えられる例が表5番号3である。金町製瓦は上下ノ割加用水普通水利組合から土揚敷（土手）の占用許可を得て「製造原料運搬用トシテ埼玉県下八木郷村方面ヨリ当工場ニ至ル間ニ小軌条布設」していたが、四四年一二月にその継続利用とともに橋梁架設の許可を求めた。これは河川法に基づいて占用料年九円六三銭で許可されたが、翌四五年二月に、金町製瓦から上下ノ割加用水普通水利組合の閘門改築工事に対し、二〇〇〇円の寄付願が出されたのである。

このほか、金町村の事例ではないため表4には含めなかったが、原土運搬用の軌道敷設のために土地を借りている埼玉県北葛飾郡八木郷村に対しても、金町製瓦は寄付を行っている³⁷⁾。

このように、金町製瓦は地域社会とのかかわりにより土地の利用などのメリットを享受したが、補償や寄付を求められる関係にあったと言える。

さらに、四二年以降一二〜一四人に「煤煙弁償」を支払っている史料が残っている³⁸⁾。金額が年度・人物ごとに変動がある

ものの、支払いを開始した年度や金額の基準は史料的制約から明らかでない。ただし、居住地が明らかでない受領者のうち、江戸川の対岸に位置する千葉県東葛飾郡松戸町の福岡藤八³⁸⁾への支払いが低い年で約四〇円・高い年で約一〇〇円と最も高額であった。松戸町側の受領者分を福岡が取りまとめている可能性も想定でき、工場が吐き出す煤煙の補償という点での地域社会とのかかわりは、江戸川対岸まで広がっていたのである。

以上のように、金町製瓦は自らの事業以外にも様々な支払いを地域に対して行っていたことがわかる。金町製瓦が法人選挙権を有するほどの納税者であったとすると、金町村財政にとって、金町製瓦の転出は痛手であったと推測できるが、金町製瓦側から見ると、村や地域社会から財政的に依存される状況を断ち切ることに成功した面もあるのではないだろうか。

三、潮止村との関係

金町製瓦が移転した埼玉県南埼玉郡潮止村は南埼玉郡の南端に位置した。江戸川の西側を並行して流れる古利根川（中川）の西岸に位置し、対岸は埼玉県北葛飾郡・東京府南葛飾郡である。金町製瓦の工場が新設された大字古新田は、古利根川が大きく逆S字形にカーブしたエリアで、大正六年の税務調査によると、窯を二つ設け、成形作業用と思われる工場などの施設を備えていた³⁹⁾。

冒頭で述べたように、潮止村は模範村に認定されている。これは、日露戦後に想定される列強との経済競争への対応という課題と、戦争による負担で疲弊した国内の現状とのギャップを埋めるべく内務省によって展開された地方改良運動において、モデルとなる取り組みを行っている村を表彰し、優良事例として宣伝するために認定されたものである。

明治四三年一月に内務省が潮止村を模範村として認定した理由としては「大都市ニ接近セル郷村ノ往々ニシテ奢

侈ノ風ニ浸潤シ易キハ固ヨリ其実例ニ乏シカラス、然レトモ此ノ如キ郷村ヲ以テシテ村民能ク一致団結シ、民情亦淳朴ニシテ勤儉ノ美風ニ富メルコト潮止村ノ如キハ其類甚タ稀ナリト謂フヘシ⁴¹と、東京府に隣接しながら都市の暮らしに流されず、農村の「美風」を保っていることがあげられた。こうした農村の一致団結による勤儉への取り組みは地方改良運動の論理においてしばしば強調されており、そのためのリーダーの存在も重視され、潮止村の場合は前村長の高橋儀助・現村長の田中四一郎の指導力が高い評価を受けた。また、様々な組合や規約による納税成績の良さや、信用組合・勤儉貯蓄組合を通じた勤儉貯蓄への意欲、教育や衛生への取り組みなどが評価されている⁴²。

では、金町製瓦が転入したことで、潮止村財政にはどのような影響が生じたのだろうか。歳入出決算を表6・7にまとめた。

まず、歳出については、教育費の負担が最も高いという一般的な構成をとっていた。次いで高いのは役場費である。事業的な性格を持つ土木費が低い理由は、行政村ではなく町村合併以前の旧村単位で事業実施している可能性が想定されるだろう⁴³。

続いて歳入については、戸数割や地租の付加税への依存度が高く、金町村と比べてもより農村的性格が強い財政構造だと言える。

金町製瓦が移転してきた大正五年度以降も潮止村の税収の構成比に大きな変化は見いだし難いが、移転直後にはトランプルも見られた。六年二月一二日付の金町製瓦本社事務所から潮止工場長へ宛てた文書では、五年一二月に潮止村から所得税・国税営業税付加税を二度賦課されたが、五年度上半期は金町村に納付しており、重複しているとして潮止村役場への問い合わせを行うよう連絡がなされた⁴⁴。この件の帰結は史料を欠くが、行政区画を超えた企業の移動に際し、トランプルが起こりかねなかったのである。

さて、金町製瓦転入の意義として、金町製瓦そのものからの税収を検討する前に、納税者増加の影響を把握する。表8に人口・戸数をまとめた。統計の元となる調査の影響か、人口と戸数が増加するタイミングにズレがあるが、五

表6 埼玉県朝止村歳出決算 (単位:円)

	経常部										計		臨時部					計		総計
	役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	警備費	積立費	諸税及負担	その他	計	臨時部	役場費	土木費	教育費	補助費	積立金	その他	計		
T元	1,409	13	10	2,050	44		600	90	4,217			369						399	4,616	
T2	1,496	9	10	1,925	10		50	95	3,545		66	3,341		423	30			3,401	7,557	
T3	1,419	14	7	1,793	20		50	99	3,401						73			710	4,608	
T4	1,359	15	12	1,830	274		50	115	3,656			563		989	30			525	5,764	
T5	1,445	13	22	2,341	720		324	172	5,036						30			30	5,066	
T6	1,600	13	6	2,654	28		305	198	4,888						55			180	5,123	
T7	1,941	21	11	3,109	70		199	233	5,590						30			320	350	
T8	2,885	27	6	4,220	117		266	349	7,871						30			200	7,951	
T9	4,327	32	18	5,706	107		194	516	11,496						50			361	11,857	
T10	4,851	33	15	6,300	522		320	557	13,461			335			350			793	14,939	

出典：「会議部(村会)」(八潮市立資料館所蔵行政文書4707) 所収の各年度の村会歳入出決算より作成。

表7 埼玉県朝止村歳入決算 (単位:円)

	村税					財産 収入	補助金	寄付金	繰越金	雑収入	合計
	税取計	地租 付加税	戸数割 付加税	所得税 付加税	国営業 税付加税						
T元	4,091	1,883	1,651	76	44	1	100	715	863	291	6,060
T2	4,212	1,883	1,711	73	47		1,066	655	1,395	629	7,957
T3	4,273	1,881	1,769	87	44		212	20	320	529	5,353
T4	4,117	1,806	1,734	81	21	5	274	385	671	721	6,174
T5	4,309	1,804	1,682	252	64	6	23	494	338	664	5,823
T6	4,682	1,802	1,863	199	109	6	45		605	782	6,120
T7	4,715	1,803	1,997	121	27	5	68		900	843	6,531
T8	7,721	2,252	3,426	575	274	48	462		985	859	10,075
T9	11,182	2,865	6,115	100	278		502		2,023	1,146	14,853
T10	12,714	3,856	6,294	150	129		550		2,996	1,661	17,921

出典：表6に同じ。

表8 潮止村戸数及び人口（毎年末現在）

		T3	T4	T5	T6	T7	T8
現住戸数		469	470	473	530	515	530
現住人口	男	1567	1568	1687	1656	1648	1677
	女	1628	1626	1711	1759	1753	1785
	合計	3195	3194	3398	3415	3401	3462
本籍人口	男	1694	1712	1700	1699	1707	1704
	女	1715	1726	1728	1747	1751	1766
	合計	3409	3438	3428	3446	3458	3470

出典：『潮止村勢要覧（大正八年）』（八潮市立資料館所蔵）より作成。

年に金町製瓦が転入し、現住人口は約二〇〇人・現住戸数は約六〇戸増加している。本籍人口にほとんど変化が無いのに対して現住人口が増加していることから、この人口増加は出生などによる自然増ではなく、他地域からの流入という社会的な増加であることが分かる。

次いで表9から金町製瓦が雇用する職工数の推移を見ると、工場移転に合わせて、周辺の・臨時的な雇用と考えられる「雇工」を中心に削減が行われたことがうかがえ、移転に備えた人員整理がある程度実施されたことがわかるが、賃金台帳の人名を対照し、移転後も継続雇用されていると推定できる人数は四十七名である⁽⁴⁵⁾。これらの職工がすべて

工場移転に合わせて潮止村へ移住したかどうか、あるいは新たに雇用されて潮止村へ流入した者がどれほど居たかは不明だが、その家族を含めて潮止村に一定の人口・納税者増をもたらしたのである⁽⁴⁶⁾。また、現住戸数の土地・家屋の所有状況をまとめた統計によると、大正五年度から六年度にかけて土地・家屋ともに所有しない世帯が四七戸、家屋のみ所有する世帯が一〇戸増加しており⁽⁴⁷⁾、これらが金町製瓦の職工ではないかと考えられる。

この人口増の影響を税の納付先ごとに納税者数を整理した表10からうかがうと、金町製瓦が転入した年に村税・県税の納税者が約六〇名増加しており、これらが金町製瓦の職工ではないかと考えられる。国税の納税者数は増加しておらず、転入者が土地所有者・高額所得者では無いと考えられることも、この人口増加が金町製瓦の職工によるものという推定の傍証となるだろう。また、表中の協議費とは、先述の町村制に伴う合併以前の、旧村単位での事業に用いる村落共同体としての費用である。この協議費の納付者数は増加していないことから、金町製瓦の職工たちは地域社会の一員に加わってはいかなかったと考え

表9 金町製瓦種類別職工数 (単位:人数)

	職工			雇工			総計
	計	窯炉	機械	計	窯炉	機械	
M22上	18	15	3	22	20	2	40
M22下	21	18	3	5	5		26
M23上	24	22	2	22	21	1	46
M23下	27	24	3	14	13	1	41
M24上	27	25	2	26	25	1	53
M24下	20	18	2	21	20	1	41
M25上	20	18	2	15	14	1	35
M25下	16	14	2	14	14		30
M26上	21	19	2	8	8		29
M26下	21	19	2	16	15		37
M27上	22	21	1	25	23	2	47
M27下	22	21	1	23	29	4	45
M28上	20	19	1	30	25	5	50
M28下	27	25	2	37	36	1	64
M29上	30	28	2	47	45	2	77
M29下	74	67	7	35	29	6	109
M30上	66	56	10	25	20	5	91
M30下	78	72	6	30	28	2	108
M31上	59	54	5	21	20	1	80
M31下	41	34	7	67	65	2	108
M32上	70	63	7	11	11		81
M32下	55	51	4	16	15	1	71
M33上	51	48	3	13	12	1	64
M33下	57	54	3	13	11	2	70
M34上	46	41	5	27	25	2	73
M34下	56	51	5	38	36	2	94
M35上	49	45	4	58	54	4	107
M35下	64	60	4	66	64	2	130
M36上	87	80	7	33	33		120
M36下	87	84	3	46	44	2	133
M37上	77	72	5	48	47	1	125
M37下	97	92	5	30	29	1	127
M38上	80	76	4	20	19	1	100
M38下	80	76	4	20	19	1	100
M39上	94	89	5	19	18	1	113
M39下	93	87	6	14	13	1	107
M40上	95	88	7	35	34	1	130
M40下	94	87	7	28	27	1	122
M41上	124	116	8	27	27		151
M41下	134	126	8	11	11		145
M42上	119	111	8	15	15		134
M42下	132	124	8	10	10		142
M43上	133	125	8	9	9		142
M43下	138	130	8	9	7	2	147
M44上	141	133	8	16	14		157
M44下	136	126	10	10	10		146
M45上	140	130	10	15	15		155
M45下	141	131	10	7	7		148
T2上	146	136	10	12	12		158
T2下	136	128	8	6	6		142
T3上	135	127	8	19	19		154
T3下	129	121	8	5	4	1	134
T4上	123	114	9	1	1		124
T4下	122	113	9	7	7		122
T5上	93	84	9	7	7		100
T5下	96	91	5				96
T6上	100	93	7				100
T6下	95	89	6				95

出典:表2と同じ。
 註:「職工」と「雇工」の違いについて史料上の言及が無いため不明だが、賃金台帳類を見ると「常備」から「職工へ移ス」などの記述があり、「雇工」はより周延的な雇用形態、「職工」はある程度定常的な雇用形態ではないかと推定できる。

表10 埼玉県朝止村各税賦課額・人数など

T元	国税			県税			村税			水利組合費			協議費			総計のべ人数
	賦課額	納入人数	未徴収額	賦課額	納入人数	未徴収額	賦課額	納入人数	未徴収額	賦課額	納入人数	未徴収額	賦課額	納入人数	未徴収額	
T10	10,835		2,112	1,869		1,869	12,684		11,226	379		379	381		381	2241
T9	13,327		2,106	19,386		19,386	6,733		6,733	540		540	933		933	2232
T8	10,714		1,785	11,815		11,815	4,572		4,572	515		515	758		758	2425
T7	9,773		1,779	10,510		10,510	8		8	18		18	451		451	2471
T6	10,284		1,924	7,089		7,089	4,398		4,398	530		530	823		823	23157
T5	9,907		1,901	6,099		6,099	4,045		4,045	473		473	921		921	2367
T4	9,982		1,924	5,684		5,684	4,436		4,436	472		472	781		781	2344
T3	10,292		2,021	7,208		7,208	4,362		4,362	470		470	494		494	2239
T2	10,360		1,988	6,294		6,294	4,358		4,358	467		467	708		708	2340
T1	12,935		1,866	7,317		7,317	4,087		4,087	467		467	714		714	2282

出典:表6と同じ。

表11 埼玉県潮止村村税税率（本税1円当たり村税額／単位：円）

	地租 付加税 (宅地)	同 (その 他)	所得税 付加税	国営業税 付加税	県営業税 付加税	雑種税 付加税	戸数割付加税			
							県税一円 に付	戸数	一戸 当たり	
T元					0.5	0.5	2.5	467	3.534	
T2			0.15	0.15	0.6	0.6	2.9	467	3.665	
T3							2.44	467	3.788	
T4	0.09	0.21			0.6	0.5	2.45	470	3.690	
T5							2.4	470	3.579	
T6				0.13			0.13	2.2	530	2.514
T7				0.15			0.15	2	515	3.880
T8	0.11	0.2625	0.1875	0.1875	0.8	0.65	2.35	530	6.463	
T9	0.144	0.336	0.07	0.24	0.85	0.7	2.68	540	11.324	
T10	0.19	0.462	0.098	0.329			2.2	540	11.656	

出典：表6に同じ。

られる。しかし、表11にまとめた税率のうち、特に戸数割に注目すると、金町製瓦の移転後から大正七年にかけて、潮止村は戸数の増加にあわせて戸数割の税率を軽減したことがわかる。つまり、金町製瓦転入に伴い、税源として依存し財政膨張するのではなく、戸数の増加を利用して一人当たり税負担を軽減するという行動をとったと考えられる。⁽⁴⁹⁾

一方、毎年度の潮止村事務報告に付された寄付者一覧によると、金町製瓦が寄付を行った形跡は見られなかった。⁽⁴⁹⁾ 潮止村側は転入してきた金町製瓦側に対してどのようなスタンスをとったのだろうか。

金町製瓦が移転した五年度の潮止村事務報告書では、当該年度の事務を総括する中で「勸業ニ於テハ金町製瓦株式会社ノ移転ニ関シ工事及地理上ノ便宜ヲ与ヘテ、村民ノ副業ヲ多カラシメ」たとあるが、村民の副業が増加すると述べる程度で、特に村の振興や税源として期待するような様子ではなかった。実際に、潮止村が取った行動は先述のように戸数割の税率軽減であり、金町製瓦を税源として積極財政をとる方針ではなかった。財政上依存しようとはしなかったことがうかがえる。これは、潮止村は「模範村」として農本主義的な指向性が強く、工業化・都市化などには消極的であったことも影響したのではないだろうか。一年に模範村としての村の状況を内務省地方局から照会された際の回答に、煉瓦工場についての記述は登場するが、

村ノ南端部ニ当レル民家少ナイ寂寥ノ地ヲ相シ設立シタル日本煉瓦製

造株式会社潮止工場ニハ、目下使役スル職工百九人(男九十八人女十一人)ヲ算シ、日ニ増シ業務旺盛ニ赴キ、工場ノ煙突ヨリ吐ク煤煙ハ濛々トシテ天ニ漲リ、沃野ヲ掩へ、以テ国勢進化ノ暗示ヲ与へ、朝暮ノ汽笛ハ各戸ニ時ヲ報スルノ標準ヲ与フルノミナス、工場附近ハ人家櫛比シテ股賑ヲ来タシ、明治四十三年当時ヲ追懐スレハ其ノ変化ノ急勢ハ軼タ今昔ノ感ナキ能ハス

と、工場周辺の賑わいを述べているものの、あたかも他者を眺めるような書きぶりであった。⁵¹⁾

このように、金町製瓦と創業以来三〇年にわたって関係を構築した金町村と異なり、潮止村は金町製瓦との間に強い財政・経済上の関係を結ばなかったと見ることができるとは、潮止村財政の帰趨にどのような影響を与えたか。ちょうど同時期に行われた企業合併の影響を含めて検討する。

一般的に第一次世界大戦期以降になると急激な物価騰貴が起るが、潮止村財政も八年以降財政膨張していったことが前掲表6・7からわかる。ただし、膨張の原因となつたのは元から金額が高かつた教育費・役場費であり、財政構造が変化したわけではなく、経済の変化に合わせて量的拡大したにすぎないと言える。また、これらの費目は人件費としての性格が強いため、新規事業などに取り組んだ結果ではないと考えられる。こうした財政の自然増に対し、対応は急務であつただろう。その際、潮止村は金町製瓦に頼ることができただろうか。

しかし、七年に金町製瓦は吸収合併されて日本煉瓦製造の一工場となつていたため、付加税を徴収するにあつては日本煉瓦製造のほかの工場が所在する市町村と税を分割する必要があるが生じていた。そこで、この合併が潮止村財政に与える影響を検討するため、納税額が史料により明確な年度と、吸収合併された七年度以降とを比較する。⁵²⁾合併前後に潮止村が付加税の計算対象にできた金額と、その算出の根拠については、国税営業税は表12・所得税は表13にそれぞれまとめている。

まず、金町製瓦合併前の納税額を得られる限りの情報で把握する。国税営業税は六年に粕壁税務署から金町製瓦へと送付された課税標準決定通知から計算する。国税営業税は業種ごといくつかの課税標準を組み合わせ、その合計

表12 金町製瓦・日本煉瓦製造各工場国税営業税額課税標準比較

①	資本金額	建物賃貸価格	従業者	職工労役者	国税営業税額*＝潮止村付加税対象		
T6金町製瓦	143,779.800	2,885.818	11	96	703.347		
② T7日本煉瓦製造国税営業税額：2582円82銭（7月決定）					前年中収入金	付加税対象 (資本金額)	同(前年中 収入金)
本店	126,523.820	308.000	8	0	411,694.410	566.364	1,261.458
上敷免工場	287,540.980	4,546.000	15	441	310,924.150	1,287.133	952.692
潮止工場	162,928.200	2,658.000	6	95	120,320.670	729.323	368.670
亀有工場	未完成						
計	576,993.000	7,512.000	29	536	842,939.230		
③ T8日本煉瓦製造国税営業税額：2852円49銭3厘*						付加税対象(資本金額)	
本店	115,398.600	835.000	14	0			570.499
上敷免工場	230,797.200	3,000.000	17	400			1,140.997
潮止工場	115,398.600	3,347.000	7	107			570.499
亀有工場	115,398.600	3,296.000	5	97			570.499
計	576,993.000	10,478.000	43	604			

出典：「税務ニ関スル書類」埼玉県立文書館所蔵『日本煉瓦製造株式会社文書』673

註1：大正6・8年度営業税額*は史料中に明記が無かったため筆者が算出しており、控除などが無視されている可能性は残る。

註2：大正8年度の資本金額は出典史料によると「永代橋税務署決定資本金区分」である。

註3：「付加税対象」のかつこ内は、本税を分割する際の基準を示す。

註4：各表右端の太字で示した金額が、想定される潮止村の付加税計算の対象額である。

表13 日本煉瓦製造所得税額および各営業拠点所得額

T7.7～T7.11事業年度、所得税額7096円35銭				
	総収入金	総支出金	差引所得額	付加税対象 (差引所得額)
本店	115,381.010	96,457.410	18,923.600	1,419.270
上敷免工場	230,762.021	192,914.821	37,847.200	2,838.540
潮止工場	115,381.010	96,457.410	18,923.600	1,419.270
亀有工場	98,073.859	81,988.799	16,085.060	1,206.380
小菅出張所	17,307.152	14,468.612	2,838.540	212.891
計	576,905.052	482,287.052	94,618.000	

出典：表12に同じ。

註1：出典史料の備考欄によると、本店について「公債及株券利子配当金控除額」1378円25銭とある。

註2：「付加税対象」は差引所得額の比率に基づいて筆者が計算した。実際の各市町村による分割歩合とは異なる可能性がある。

註3：表右端の太字で示した金額が、想定される潮止村の付加税計算の対象額である。

額を賦課する形式をとっていた。⁵³⁾ 製造業の場合、資本金額の〇・三％・建物賃貸借価格の七％・従業員数一人につき二円・職工労役者数一人につき五〇銭の合計額が賦課される。史料に記載された数値をもとに計算すると、六年の金町製瓦の納税額は約七〇〇〇円であった(表12①)。また、所得税について情報が得られるのは金町村に所在した時代で、表13には示さなかったが、すでに触れた四年度の金町製瓦の所得税納税額を記載した史料では約五五〇〇円であった。また、二で行った検討のように、合併前の金町製瓦は出張所が所在する東京市との税の分割は考慮しなくてよいと考えられる。

日本煉瓦製造に合併された七年以降になると、工場などの営業拠点が存在する市町村間で付加税の計算基準となる本税の額を分割する必要が生じた。分割歩合を明記した史料は発見できていないが、日本煉瓦製造全体の納税額や、おそらく協議に用いたと考えられる各営業拠点の課税標準額や差引所得額の一覧表が残っている。

七年度分を参照すると、まず国税営業税の日本煉瓦製造全体の税額は約二五〇〇円であった。このうち潮止村が付加税算出の基準に使える額は、実際にどのような基準を用いて分割したかは不明だが、仮に史料に記載された資本金額の配分比に従えば約七〇〇〇円、前年度収入金の比率に従えば約四〇〇〇円である(表12②)。前者であれば課税標準がほとんど変わらないため、潮止村内で生じる税額に変化はない。ただし、翌八年度の国税営業税決定の史料では、亀有工場が操業を開始したこともあってか潮止工場の資本金額が削減され、国税営業税額は約六〇〇円へと低下している(表12③)。ただし、ここでは各営業拠点の資本金額は「永代橋税務署決定資本金区分」と記載されており、前掲表12②と比べてかなり機械的に配分されている。この時期に至ると、税務署が介在しつつ税の分割を単純・迅速に実施した可能性も想定できるだろう。

次に、表13で七年度の所得税を見ると、七年七月一―一月事業年度という記載があり、半期分の可能性もあるが、日本煉瓦製造全体で納税額は約七〇〇〇円であった。これを営業拠点ごとの所得金額の比率に従って分けると潮止村分の税額は約一四〇〇円となり、半期分だとしても金町製瓦時代と比較して大幅に減少している。固定的な基準を用い

る国税営業税に対し、所得を基準とする弾力性が高い税だからこそ、大きな変動があったと考えられるだろう。

以上の二表による分割の検討はあくまでも現存する史料からの想定であり、実際に日本煉瓦製造の営業拠点が存在する市町村間でどのような歩合で分割されたかは不明である。しかし少なくとも、金町製瓦という単独の企業であった時期と比べ、合併後は潮止村による課税は制度上減少した可能性が高いと見ることができるといえる。これが、第一次世界大戦後の財政膨張の開始とほぼ重なってしまったのである。

以上のように、模範村であった潮止村は、転入してきた金町製瓦に対し、財源として頼る姿勢を見せず、職工も協議費負担の対象外となっていたことから、同じ地域社会の一員としての関係を構築しなかったと見ることができるといえる。大正初期においては、既存の納税者の負担を軽減することに金町製瓦転入に戸数増を利用したが、第一次大戦後の財政膨張が始まる時期に金町製瓦は日本煉瓦製造に吸収合併されてしまう。工場はそのまま操業を続けたが、数値に基づく検討から、潮止村が財源として期待できる規模は合併以前よりも縮小してしまったことがわかった。当時の税制では、企業合併が地方財政にとってマイナスに作用する可能性があることが想定できるだろう。

おわりに

本稿は金町製瓦株式会社の工場移転・吸収合併を事例とし、長期にわたり地域社会において関係を築くことのメリット面に着目してきた先行研究とは異なり、企業と地域社会との関係の切斷・移動という事例から分析した。

まず、創業時から三〇年ほど所在した金町村では、税や寄付など様々な局面で金町製瓦は支払いを行っていた。江戸川の河川改修工事という外的な理由からだが、金町製瓦工場の移転が起きたことは、金町村側にとっては財政的な痛手であった一方、金町製瓦側から見れば財政的に依存される状況からの脱却であったと位置づけることもできるだろう。

次いで工場を建設した潮止村では、模範村という特殊性もあつてか、新たに転入した企業からの税収を積極的な事業の実施に活用し、財政膨張していくのではなく、村民の税負担軽減に納税者増を活用する様子が見られた。また、金町製瓦工場と同時に約五〇名の職工が潮止村に転入したと考えられるが、彼らは潮止村内の合併以前の単位の会計である協議費負担者にはなっていないことが史料からうかがえ、金町製瓦の転入に対して潮止村の共同体が受け入れ、地域社会との密接な関係を取り結ぶという状況ではなかったと考えられる。これは、金町村においては村社にまで寄付金を割り当てられる状況であったことは対照的だと言える。

この大正期の大きな変化としては、第一次世界大戦による経済発展・物価騰貴があげられるが、潮止村財政を見ると大正八年度ごろからその影響がうかがえた。しかし、その直前大正七年に金町製瓦は日本煉瓦製造に吸収合併された。これにより、従来は金町製瓦から附加税を徴収するだけであった潮止村の税務は、日本煉瓦製造のほかの工場などが所在する市町村と、いかに税を分け合うかを協議する必要性に迫られた。結果的にこの企業合併は、潮止村分の徴税分を金町製瓦単独の時代と比較して減少させた。

以上のように、本稿は企業の移転や合併という、行政区画という境界線とは関係なく動き回るといふ経済主体の側面に目を向け、行政区画に制約される地方財政や動くことができない地域社会に対して与えた影響を考察した。先行研究では、長期にわたって同じ地域に営業拠点を設置した事例が目ざされてきたが、地域側がそうした財源に頼り続けることに潜在するリスクや、逆に拠点を置き続けることによって地域側からの依存が企業にとって負担となり得ることなどが本稿の分析から示唆された。また、市場における競争の結果として企業が集約されると、おそらく合併先との規模の関係によって影響は異なるだろうが、工場が操業を続けたとしても地方税収の減少が起り得ることも見出された。企業と地域社会との関係を捉えるとき、営業拠点を置き続けることそのものに含まれるコストまで見通した多様な視角が求められるだろう。

注

- (1) 「日本における『地域工業化』と投資活動」『社会経済史学』第六四卷第一号、一九九八年参照。その後も、たとえば山口県宇部地域で継続的な資本蓄積が展開した事例を取り上げた三浦壮「近代日本における地方資産家の起業家活動と工業化投資」『社会経済史学』第八一巻第三号、二〇一五年などの研究があげられる。
- (2) 『地方からの産業革命』名古屋大学出版会、二〇一〇年参照。
- (3) 同前九頁参照。
- (4) たとえば、武田晴人編『地域の社会経済史』有斐閣、二〇〇三年、筒井正夫『巨大企業と地域社会』日本経済評論社、二〇一六年など。
- (5) たとえば、在来産業・軽工業・重工業それぞれの事例から都市計画への参与などを比較検討した中野茂夫『企業城下町の都市計画』筑波大学出版会、二〇〇九年や、釜石における負の側面も捉えた松石泰彦『企業城下町の形成と日本的経営』同成社、二〇一〇年などがあげられる。
- (6) たとえば、千葉県野田の醤油醸造家である高梨兵左衛門家は、野田に拠点を置き続けたことで納税などに見られる地域貢献の意義（井奥成彦・中西聡編『醤油醸造業と地域の工業化』慶應義塾大学出版会、二〇一六年）や都市形成への影響（前掲中野『企業城下町の都市計画』）が指摘され、愛知県半田の肥料商・醤油醸造業者である萬三商店小栗三郎家は、地域利害に強い関心を持ち、地域外の経済との関係を様々に変化させながら経済振興に寄与していたことが見出される（中西聡・井奥成彦編『近代日本の地方事業家』日本経済評論社、二〇一五年）。また、中規模地方資産家である大阪府貝塚の廣海家の分析では収益性を重視した投資行動が見られたが、それでも地域企業への出資を拡大しており、地域経済への貢献も大きかった（石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営』名古屋大学出版会、二〇〇六年）。
- (7) 一方で、原土採掘をめぐる土地所有者とどのような関係を結ぶかは大きな問題であった。この点については別稿を用意している。
- (8) 八潮市史編さん委員会編『八潮市史 通史編Ⅱ』八潮市、一九八九年参照。地方改良運動については宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、一九七三年参照。
- (9) 日本煉瓦製造大正七年上半年営業報告書を参照。

- (10) 『報告書綴(第八回)第五九回考課状及び報告』(明治二五年八月五日)大正七年一月三二日)「埼玉県立文書館所蔵『日本煉瓦製造株式会社文書』六三七参照。なお、同館所蔵の金町製瓦の営業報告書は埼玉県立文書館所蔵『日本煉瓦株式会社文書』六四三―一七および六三七である。以下、営業報告の引用に当たっては年と期を表記する形に統一し、埼玉県立文書館の所蔵番号については割愛する。
- (11) 『日本煉瓦一〇〇年史』日本煉瓦製造、一九九〇年、一二七―一二八頁参照。
- (12) 水野信太郎『日本煉瓦史の研究』法政大学出版局、一九九九年、一九〇―二二七頁参照。
- (13) 同前および三五、四六頁参照。
- (14) 「明治二二年営業報告書」参照。
- (15) 葛飾区編『葛飾区史 下巻』葛飾区役所、一九七〇年、六四七頁および「官庁往復 煉化石井瓦製造場取調依頼 地質調査掛」『回議録・第20類・官庁往復・2』東京都公文書館所蔵行政文書 612.A2.01参照。
- (16) 各年の営業報告書参照。
- (17) 前掲水野『日本煉瓦史の研究』一七七―一八一頁参照。
- (18) 「明治二二年営業報告書」参照。
- (19) 同前および「明治二二年上半年営業報告書」参照。なお、設備についてはこの他明治四三年下半年に東京市深川の鈴木機械製作所に汽缶付属品一切を注文・購入したという記述もある(「明治四三年下半年営業報告書」参照)。同じ時期に「汽機及其付属機」を横浜の「アンドリースエンドヂョルヂ合名会社」から購入したという記述もある(同前)ため機械の種類にもよると考えられるが、日本の機械工業の発展に伴って近隣地域からも機械設備を調達可能となっていたことがうかがえる。
- (20) 「明治三三年下半年営業報告書」参照。
- (21) 「大正五年下半年営業報告書」参照。なお、金町製瓦は大正六年に「市場供給上船車両便ノ場所ニ工場ヲ設クルノ必要」から東京府南足立郡東洲江村(現足立区)に亀有工場の設置を進める(「大正六年上半年営業報告書」)が、大正七年に生産拡大を目指す埼玉県の日本煉瓦製造株式会社に吸収合併され、潮止・亀有はその一工場として以後稼働していく(「大正六年下半年営業報告書」および前掲『日本煉瓦一〇〇年史』二二八―二三〇頁参照)。こうした動きのうち、工場の移転先となった潮止村との関係を後半で取り上げていく。

- (22) 東京府編『東京府史 行政編 第四卷』東京府、一九三六年、二九八〜三〇三頁参照。こうした明治末からの河川改修工事の背景として、たとえば山崎有恒「明治末期の治水問題 櫻井良樹編『地域政治と近代日本』日本経済評論社、一九九八年は、明治四三年に関東地方を襲った大水害を起点として治水政策が大きな政治課題となり、水害地域を地盤とする代議士たちの政治的なまとまりを生み出して政府とともに臨時治水調査会が作られる一方、地方利益をめぐる駆け引きが広い視野での治水計画の妨げとなったことを描いている。
- (23) 前掲『日本煉瓦一〇〇年史』一二七〜一二八頁参照。
- (24) 「大正二年上・下半年営業報告書」参照。
- (25) 町村制施行に伴う町村合併については松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代』講談社、二〇一三年参照。
- (26) 東京府南葛飾郡編『南葛飾郡誌』南葛飾郡、一九二三年、三二九〜三三四頁参照。
- (27) 『東京府南葛飾郡第一回郡勢一斑』参照。統計に漏れている小規模工場が他に存在する可能性はあるが、明治三一年に府知事が巡回した際の書類によると、金町の「重ナル会社製造所」は金町製瓦と金町打綿工場のみが挙げられている。両者とも野沢泰次郎が社長・持ち主である（『肥塚知事管内巡回書類・明治三一年八月二六日〜同九月五日』東京都公文書館所蔵行政文書六〇四・A四・一一参照）。
- (28) こうした地方税制の問題点については藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、一九四三年参照。
- (29) 拙著『町村「自治」と明治国家』山川出版社、二〇一八年、第五・六章参照。
- (30) 「税務ニ関スル書類」前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』六七三所収。
- (31) 前掲『東京府南葛飾郡第一回郡勢一斑』参照。この他金町村で村会議員選挙権を有する者は、一級選挙人が一八名、二級選挙人が二〇三名在住している。
- (32) 市制でも第一二条で規定。また、法人選挙権については櫻井良樹「明治地方自治制下における法人選挙権と事業請負者の被選挙権」『戦前日本の経済道徳Ⅱ』麗澤大学経済社会総合研究センター Working paper 六一号、二〇〇一四年参照。金町製瓦が議会を通じて村政に影響を及ぼしたかどうかは史料の制約から検討できないため、本報告ではこれ以上踏み込まない。
- (33) 「凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子ニシテ以来（一）町村ノ住民トナリ（二）其町村ノ負担ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額ニ円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス（後略）」。

- (34) 前掲拙著参照。
- (35) 大正五年一月二一日付郷社葛西神社司香山治英発金町製瓦株式会社宛文書（大正五年一月起大正六年十二月迄 往復文書綴）前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』六八一所収 参照。
- (36) 明治四四年一月二二日付金町製瓦株式会社取締役金枝道三代理長谷翁輔発上下ノ割加用水普通水利組合管理者南葛飾郡長鷺見金三郎宛願書（明治四拾五年正月以降官庁ニ関スル書類）前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』六六三所収 参照。軌道の利用開始時については史料を見出せなかった。
- (37) 明治四二年に八木郷村大字久兵衛・大字高須へそれぞれ一〇円の神酒料、大正二〜四年に八木郷村大字高須へ道路修繕費を各年八〇円ずつ寄付している（「納付書」前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』六五三参照）。
- (38) 同前所収の史料参照。
- (39) 明治三二年に創業し、四五年に京成電気軌道に合併された帝釈人車鉄道株式会社の創業時の株主の一人（決算報告 帝釈人車鉄道株式会社）『文書類纂・第二課文書・土木・第一九類・鉄道・第一卷』東京都公文書館所蔵東京府行政文書六二四・D五・〇二所収の明治三二年下半年期営業報告書および「指令書交付之件 帝釈人車鉄道株式会社」『文書類纂・土木・第一四類・軌道鉄道・第六卷』同前六三〇・B四・二三参照。帝釈人車鉄道は資本金三万円で金町製瓦と比べて規模が小さいため、先述の金町村の法人選挙権取得者ではないと考えた。
- (40) 前掲「税務ニ関スル書類」に収録された大正六年の「雑種税法人建物税区分調」を参照。
- (41) 『官報』明治四十四年一月二六日付。
- (42) 潮止村の模範村としての評価については前掲『八潮市史 通史編II』三〇二〜三〇四頁参照。
- (43) 町村合併以前の単位がそれぞれに土木事業を実施し、日露戦後期ごろから行政村を単位に事業が実現し始めるという事例は住友陽文「公民・名譽職理念と行政村の構造」『歴史学研究』第七一三号、一九九八年が捉えているが、こうした移行のタイミングは地域ごとに多様であったと考えられる。
- (44) 前掲「税務ニ関スル書類」所収。
- (45) 「大正三年五月改職工賃金台帳」前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』四七六と「大正六年八月 職工日給額台帳」同前六八

五の双方に記載されている人物を継続雇用者と考え、推計した。

- (46) 日本煉瓦製造株式会社に吸収合併後の大正八年度から登場する史料だが、潮止村が課税のために「現住者取調」として現住有無・取得金労賃などの問い合わせを毎年度行うようになる（大正五年杓月起税務ニ関スル書類）前掲『日本煉瓦製造株式会社文書』六七三）。この史料では五〇名ほどの人名が一覧にされているが、職工の中には工場敷地内に居住している者も一定数存在したことを示唆する。
- (47) 『潮止村勢要覧（大正八年）』（八潮市立資料館所蔵）参照。
- (48) ただし、所得税や営業税の付加税について、企業の移転や他の営業拠点所在地との間での税分割の協定が遅れている場合、村税収入ではなく過年度収入として計上された可能性もある（前掲拙著第六章参照）。
- (49) 「会議部（村会）」八潮市立資料館所蔵行政文書四七〇三所収の各年度の事務報告書を参照。
- (50) 同前所収の大正五年度事務報告書参照。
- (51) 「大正十一年 潮止村の治績」『八潮の地方改良運動史料』八潮市、一九八四年、二五二～二五三頁。
- (52) 以下、ここでの税額に関する情報はすべて前掲「税務ニ関スル書類」所収の史料を参照。
- (53) 国税営業税額は大正四年施行の改正営業税法の規定に基づいて計算した。営業税法の規定は国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室編著『営業税関係資料集』同、二〇一三年を参照した。